

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。



本年は干支で申しますと「丙午（ひのえうま）」にあたります。

丙は「火」、午は「前へ進む力」を象徴し、物事を一気に推し進めるエネルギーを持つ年とされています。一部では迷信めいた言い伝えもありますが、経営の世界においてはむしろ「変化を恐れず、決断し、挑戦する者が結果をつかむ年」と捉えるのがふさわしい干支だと感じております。

物価上昇、人手不足、制度改正など、経営環境は決して穏やかではありません。

しかし同時に、視点を変えれば 利益体质への転換、組織の再構築、次世代への布石を打つ好機でもあります。火は扱い方次第で、焼き尽くすものにも、道を照らす灯りにもなります。

私どもは本年も、数字を整えるだけの存在ではなく、経営判断の拠り所となる「現場目線の会計事務所」として、貴社の挑戦と成長を全力で支えてまいります。

丙午の勢いを、ぜひ良い方向に使い切る一年にしてまいりましょう。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

令和8年度税制改正大綱～年収の壁～

今回の改正は、令和7年度に決定していた段階的な引き上げを、物価高と「三党合意」を踏まえて、令和8年度にさらに大きく積み増す内容となっています。

課税最低限（基礎控除 + 給与所得控除）の推移

所得税が発生し始める年収水準（課税最低限）は、以下のように3段階で引き上げられます。

項目	令和6年分（現行）	令和7年分（現行法）	令和8・9年分（大綱）
① 基礎控除	48万円	95万円	104万円
② 給与所得控除（最低額）	55万円	65万円	74万円
課税最低限（合計）	103万円	160万円	178万円

控除額の内訳と改正のポイント

令和8年度大綱では、控除額を「物価上昇に伴う本則の引き上げ」と「時限的な特例の上乗せ」の二階建てで構成しています。

基礎控除の内訳

内訳項目	令和7年分（現行法）	令和8・9年分（大綱）	改正のポイント
本則部分（物価連動）	58万円	62万円	物価上昇(6.0%)を反映し4万円増
特例部分（上乗せ）	37万円	42万円	三党合意に基づき5万円増
合計	95万円	104万円	合計で9万円の引き上げ

給与所得控除（最低額）の内訳

内訳項目	令和7年分（現行法）	令和8・9年分（大綱）	改正のポイント
本則部分（物価連動）	65万円	69万円	物価上昇(6.0%)を反映し4万円増
特例部分（上乗せ）	0円	5万円	新たな時限措置として導入
合計（最低額）	65万円	74万円	合計で9万円の引き上げ



改正のスケジュールと適用ルール

令和7年度から令和8年度にかけて、制度の性質が以下のように変化します。

物価連動制（恒久化）

令和7年度改正で議論されていた仕組みが令和8年度から本格稼働します。

今後2年ごとに物価上昇率に合わせて本則の控除額（基礎控除・給与所得控除）が自動的に見直されます。

上乗せ措置（時限的）

「178万円」を実現するための大幅な上乗せ（特例部分）は、令和8年分と令和9年分の2年間に限定された措置です。

実施時期の注意点

令和8年1月からの日々の給料（源泉徴収）には反映されず、令和8年末の「年末調整」または確定申告によって、1年分の減税としてまとめて調整される仕組みとなっています。

ご不明点や個別のケースは、担当者までお気軽にご相談ください。